



# SMTB

## 厚生年金基金ニュース

(平成25年2月4日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

### 第七回「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の概要について

2月1日に社会保障審議会年金部会の「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の第七回会合が開催されました。

当日は、これまでの議論等を踏まえた本専門委員会としての意見の取りまとめが行われました。

意見の取りまとめは、事務局が提示した資料(意見(案))をベースに行われましたが、この意見(案)にはこれまでの委員の意見が盛り込まれていることから、今回の各委員の発言は若干の修正を求めるものでしかなく、意見(案)をほぼそのまま了承する形になりました。

(なお、意見(案)の了承をもって本専門委員会は終了となりました。)

厚労省試案で示された代行制度の段階的縮小・廃止については、これまでの議論を受けて「妥当であるという意見でほぼ一致した」とまとめられ、「一律廃止ではなく健全な基金は存続させてもよいのでは」との意見は参考的な記載となっております。

今後、専門委員会の意見は、委員長一任のもと修正され、正式意見として公表される予定です。また、厚労省では今国会での提出に向けて専門委員会の意見を踏まえた法案作成が進められますが、与党との調整を経て最終的にどのような内容になるか、今後も注視する必要があると考えております。

上記のほか、専門委員会の意見(案)の概要は次ページ以降をご参照ください。

(議事概要は[こちら](#)。)

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。  
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

## ＜資料「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」に関する意見(案)」の概要＞

### 〔総論〕

#### 1. 代行制度の現状と課題

- ✓ 代行制度が許容された背景は、基本原則(①労使自治による自律的な運営により老後所得保障の充実を図る、②解散・復帰時に厚年本体に財政リスクを負わせない)を裏付ける経済・金融環境があったこと。
- ✓ しかし、自律的な財政規律を維持できる仕組みやガバナンスが不十分であったため、時代の変化に適合しなくなってきており、代行割れが「常態化」している。また、代行割れ基金では、代行制度の存立基盤である「上乗せ給付」に充てる資産が失われている。
- ✓ 代行制度は上乗せ給付を確実に実行するという方向には作用しておらず、また、不足額を負担する母体企業にもリスク要因となりつつある(連鎖倒産につながりかねない状況も生じている)。さらに、代行割れの常態化は厚年本体の被保険者等から見れば看過できない問題であり、代行制度自体の在り方を再考すべき時期にきていると言える。

#### 2. 試案を考えるに当たっての基本的視点

- ✓ 3つの論点(①特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応、②企業年金の持続性を高めるための施策の推進、③代行制度の見直し)は相互に関連するものとして考えるべき。今後の制度設計でも基本的な視点として強調しておきたい。

### 〔各論〕

#### 1. 特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応

- ✓ 自己責任原則の観点から、現行特例の基本的枠組を維持する考え方は妥当。一方、母体企業の経営環境にも配慮が必要であり、現行特例解散制度を見直すこともやむを得ない。ただ、特例解散制度は5年間の時限をもって終了し、再び導入することはないようにすべき。
- ✓ 「連帯債務の見直し」や「利息の固定化」は雇用への影響回避と円滑な解散促進の観点からやむを得ない。
- ✓ 「納付額の新特例」は、公平性・納得性の点で問題が多く、現行特例以上の減額措置は構うべきでない。仮に、新特例を行う場合でも、「納付期間の延長」にとどめるべき。
- ✓ 「代行資産の保全」のため、「特例解散申請時からの上乗せ給付停止」により受給者に一定の受忍を求めることはやむを得ない。

#### 2. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

- ✓ 公的年金の守備範囲の縮小が避けられない中、自助努力による私的年金の普及・充実は一層強く求められる。
- ✓ 基金からの他制度移行については、中小企業が導入しやすい仕組みになるよう現行制度(DB、DC等)の改善が必要。

#### 3. 代行制度の見直し

- ✓ 代行制度は、制度創設時の前提条件(=「総論」で記載された基本原則)が崩れており、持続可能性は低い。一方で、厚年本体の将来の財政リスクを高めることにつながる代行割れ問題に終止符を打つため、現行特例の見直しにより、時限を設定して早期に解散する方策も必要。そのため、代行制度の縮小・廃止という方向性は妥当であるとの意見でほぼ一致した。
- ✓ 「健全な」基金を存続させる意見もあったが、上乗せ給付が自律的に行えること(=「非継続基準」を満たしていること)が当然の前提である。さらに、代行割れリスクを極力低減できる積立水準(厚労省データによると代行部分の概ね1.5倍超程度)の資産を有していることを最低限の条件とすべき。
- ✓ 加えて、存続基金には将来、特例解散制度を適用しないことは当然。また、厚年本体の被保険者等に財政リスクを負わせない仕組みが必要である。
- ✓ いずれにしても、特例解散制度を見直す以上、代行制度の抜本的な見直しを行わないという選択肢はあり得ない。
- ✓ 「0.875の見直し」、「期ずれの解消」、「解散要件の緩和等」は妥当。

以上